

1	外資系法人は本国まで決裁をする時間がない。	日本法人に代表権が設定されているはずで、その法人が組合員になればよいと考えます。
2	社団法人等では「売上高」等の表現を用いていないがどうすれば良いか。	企業が用いる損益計算書等の意味に照らして、各法人で経理担当に相談するなど、適切な金額を記載願います。 例えば、売上高＝経常収益、経常利益＝当期経常増減額に相当すると思われる。
3	社団法人等での書類記載上の注意点は何か。	法人の代表権を有する方の記名や押印をお願いするほか、研究者の1名の登録など、企業に準じた記載データの送付をお願いします。
4	社団法人等の登記簿の写しの提出は必要か。	申請に求められておりません。
5	法人の研究者について、学識者の記載例のように所属部会を記載するのか。	法人の研究者一名の所属部会は申請時には決める必要がありません。
6	設計施工から維持管理への受け渡しデータの標準化に関心があるが、具体的な開発予定はあるか。	研究分野は組合として議論してゆきますので、設立後の部会活動等への参加を期待します。
7	あまり、BIMオブジェクトから瑕疵や損害賠償問題が発生するとは思えないが（確かに、無いわけでは無いと思う）、上司から、当該、質問があった。賠償金の額などの規定はどうなっているか。	賦課金の限度内の有限責任です。 ・ ・ 経産省Q&A ・ ・ （問4） 組合員は有限責任ですか？ （答） 組合員は、賦課された費用（賦課金）の限度内で技術研究組合及び第三者に対し責任を負います。 https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/kenkyuu/faq.html
8	共同開発だと思うが、当該BLCJで作成されたオブジェクトやライブラリの著作権はどこにあるか？	資料3－1のp21の知的財産の計画に、「組合の研究開発に係る知的財産については、組合の所有」と規定していますとおり、組合（BLCJ）に帰属します。なお、標準やライブラリには著作権者がいると想定しており、組合の著作権は「二次的著作物」に係るものとなる見込みです。
9	BIMオブジェクトやライブラリをBLCから引き継いで、BLCJに行き、改良されて標準Ver2とかになっていくと思うが、公開された場合、使用可能なのは組合員だけか？それとも、非組合員（一般の人）でも利用可能なのか？	非組合員でも利用可能とする予定で、このため、定款第1条に「情報ソフトインフラの試験研究と社会実装が目的であるため、主として社会利益を主眼とした試験研究を行う」旨規定しています。組合員は、標準化に早くから参加できるメリットが得られると考えております。
10	資料3-1補足にて、新規参加メーカーの組合員の賦課金単価が年間40万円とのことですが、初年度のみか、それとも今後継続的に年間40万円か？	継続的に年間40万円です。新規に参加するメーカー組合員につきまして、属性データからオブジェクト作成を支援するソフトウェアの提供などを予定しているためです。
11	組合が正式に設立された後、各部会の活動がスタートする時期はいつ頃になるか？	7月末に申請できたとして、その後認可までの日数、登記、総会等を経て活動開始は9月頃と見込まれます。
12	代表者印は、社長印でないといけないか。例えば、本部長印ではどうか。	代表取締役本部長であれば何も問題ありません。各社で代表権を有する方は決まっていますので、社内で適切な方を選定ください。
13	提出する「(1)様式【全法人個人】.xlsx」中の「④貴法人の2015～2017年度の経常利益等」について、 4月に事前提出した際に、売上高、経常利益は非公開の為、記載なしで資本金のみの記載で提出した。 今回提出資料も同様の対応（売上高、経常利益は非公開の為、記載なし）でよろしいか？	4月の建築研究所とのパートナー公募段階では記載しないこともできましたが、今回の本申請では、売上高等も国に提出する必要があります。ただし、その内容は別紙2として、国と建築保全センターのみ閲覧いたします。
14	社内稟議の際にこれまでのBLC正会員から、技術研究組合へ移行を説明する資料として、 A4一枚の「BIMライブラリ技術研究組合への参加のお願い」（建築保全センターの押印付き）を送っていただけないか？	PDFとはなりますが、押印文書を、追って送付します。
15	組合員と非組合員でライブラリの利用、オブジェクト作成等について差異を説明する説明資料又は比較表はないか。 例えば、組合員以外はライブラリは当面は利用できないなど。	オブジェクト登録できるのは組合員に限る、組合員以外はライブラリを当初はユーザーとして利用できない、利用料を組合員以外は高くするなど、何らかの差異を設ける方向です。

16	恐らく、最近の多くの会社も懸念されている部分かと思う。 組合に加入する法人には、該当するような法人は無いことは十分承知しているが、今後新たに加入される法人や、組合設立後に加入している法人等が万が一該当する不祥事を起こしてしまった場合に排除すべき項目が規定に無いと弊社や各社のコンプライアンスを守ることができない恐れが出てくるのではないかと考えている。 以下の内容を規約等に付け加えることはできないか。 ①加入時の反社会的勢力の排除条項 ②加入後に発覚した場合の強制排除条項 上記の規約が無い場合、加入法人全社に対する事前確認が必要になり、また、今後加入される法人が発生の都度確認が必要になってしまう恐れがあるため。	次の手順で対応します。 STEP 1：社内稟議を経て、7月5日（金）を期限とするデータ（エクセル）提出の際に、反社会的勢力（※）に該当する者は提出を辞退頂く。 ※：法務省「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」参照 http://www.moj.go.jp/content/000061957.pdf STEP 2：申請書への押印（7月8日（月））の際に、自らが反社会的勢力に該当しない旨の制約書にも押印を頂き、建築保全センターあて送付願う。															
17	当社の場合は加入費用は年間40万円になるのか。	以下の予定です。 ■賦課金年額の考え方（賦課金のないBLC特別会員相当者を除く） <table><tr><td></td><td>平成30年度までに BLC会費を負担した法人</td><td>左記以外の法人</td></tr><tr><td>設計</td><td>BLC会費相当額</td><td>BLC会費相当額</td></tr><tr><td>施工</td><td>BLC会費相当額</td><td>BLC会費相当額</td></tr><tr><td>メーカー</td><td>BLC会費相当額</td><td>2 × BLC会費相当額</td></tr><tr><td>ベンダー等</td><td>BLC会費相当額</td><td>BLC会費相当額</td></tr></table> 「BLC会費相当額」とは、資本金5000万円以上＝年20万円、資本金3000万円以上5000万円未満＝年10万円、資本金3000万円未満＝年5万円（資料3－1補足別紙2）		平成30年度までに BLC会費を負担した法人	左記以外の法人	設計	BLC会費相当額	BLC会費相当額	施工	BLC会費相当額	BLC会費相当額	メーカー	BLC会費相当額	2 × BLC会費相当額	ベンダー等	BLC会費相当額	BLC会費相当額
	平成30年度までに BLC会費を負担した法人	左記以外の法人															
設計	BLC会費相当額	BLC会費相当額															
施工	BLC会費相当額	BLC会費相当額															
メーカー	BLC会費相当額	2 × BLC会費相当額															
ベンダー等	BLC会費相当額	BLC会費相当額															
18	頂いたメール中【BIMライブラリ技術研究組合への参加のご検討をお願いいたします。】とあるが、現時点で何らかのレスポンスを期待されているのか？ レスポンスの要があればお知らせ願いたい。	7月5日（金）までに社内稟議を終え、それまでに資料4－1のエクセルデータの提出をお願いします。現時点で直ちに回答を求めています。															
19	資料3－1への押印に関して 設立時組合員として代表取締役社長の押印は 1）社印 2）社印 + 社長印 3）社印 + 社長実印 のいずれが必要か？	結論として、「役職」に連動した押印が押されているそうです（周囲に会社名があり内側に代表取締役とあるものなど）。 1）社印→× 2）社印 + 社長印→○ 3）社印 + 社長実印→○ ※：実印かどうかは登録の有無によるので、書類チェック上の区別はできません。															
20	資料3－1.PDFの文書に関して 資料3－1.PDFは押印する文書の全文になるか？ 全文でない場合は、全文を送付願う。	全文ではありますが、各法人の情報は7月5日（金）に確定しますので、それらの情報が入ったバージョンは、7月8日（月）に送信予定です。															
21	本文書の文書名は『技術研修組合設立認可申請書』となるか？ ※押印手続きに、正式な文書名が必要なため文書名を教示願う。	そのとおりです。															
22	今回資料は組合設立に関する申請書となるが、設立決定後に、別途組合入会申し込みなどの手続きを行うことになるか？ それとも、今回の設立申請書が入会申し込みを兼ねる形か？ ※設立決定後の事務処理手続きを教示願う。	入会手続きはなく、設立申請書が認可されましたら、それで組合員となります。 認可前後の事務処理手続きは、経産省の「技術研究組合の設立・運営等ガイドライン」にあります。 https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/kenkyuu/08.html															
23	資料3-1(規則第5条及び様式第1)、 代表権を持つものの氏名等を記載して、3社持ち回りで押印する書類について、部数は、1部で良かったか。	正本一部、副本一部の計2部に押印をお願いします。															
24	先日記布された様式2-2 P.20では「企業に属する組合員の研究者」とあるが、社内のうちでBIMライブラリ技術研究組合の活動に参加する社員から選出するのか。（参加が私のみの場合は自動的に私の名前を記入するのか） または、企業自体が組合員なので社内全体から1名選出するのか。	「法人から1名」との条件があるだけで、社内全体からで結構ですし、活動に参加される方でもかまいません。お任せします。															

25	7/5(金)までに稟議が完了できず、必要な申請書を提出できなかった場合には、「組合設立後の参加」とある。 そこで、7/5以降に書類が揃った場合、設立後(9月)の参加を前提に、参加申請自体の受付は随時できるのか？ それとも、申請書類が変更となったり、参加申請自体が例えば半年に1度の募集と言ったような形を予定しているか？	7月8日(月)には国に組合員情報を連絡する予定のため、それ以降の追加は残念ですができなくなります。組合設立後に、新たに募集を開始しますので、それまでお待ちください。申請頂く情報は資料4－1と同じ見込みですが、細かな書式や募集タイミングをどうするか等は組合として決めています。
26	当社の稟議項目の中に、公務員(公的機関、公的な企業時従事される方)との接触内容を明示する必要がある。今回は国が関わる共同研究と言うことで、公務員の方々との接触も可能性としてはあるかと思うが、接触がある場合は、 研究テーマに沿った委員会等での席上での会話のみで、それ以外は無いと考えて良いか？	組合は国の認可を受けますが、研究は組合員相互で行うこととなります。この際、公務員は倫理法の枠組みで行動にルールがあります。 建築研究所との共同研究が、今後具体的にどのような形で実施されるか現時点では未定ですが、共同研究の実施方法はテーマに沿った委員会等での席上での会話のみとなる見込みです。研究会後の懇親会が実施され、同席することがあり得ますが、倫理法等のルールのもとで行われます。
27	「主要な技術者」の変更は随時可能か？	主要な技術者は「試験研究の実施計画」に記載して国に申請しますので、その変更は技術研究組合法第49条1項のとおり、総会(年2回以上開催予定)の決議で可能です。ただし、記載の技術者の代理での研究への参加は可能で、柔軟な運用を予定していますから、技術者の変更はあまり生じないと考えております。